

「鳥害防止対策」及び「爆音機・電子防鳥機の使用」について

カラスなどの鳥類による農作物への被害は、生産者にとっては深刻な問題となっております。町では、実施隊にカラスなどの有害鳥獣を駆除してもらっていますが、一時的な追い払い効果はあるものの、鳥類の行動範囲や生息数からみても万全の策とは言えません。

生産者の方々は、爆音機・電子防鳥機により被害軽減を図っていると思われますが、一方で騒音による苦情も寄せられています。そこで、生産者各自が行う鳥害防止対策と爆音機・電子防鳥機の使用に係る注意点をお知らせいたします。

鳥害防止対策の方法

防鳥用グッズは、ネット、テグス、テープ、かかし、鷹の模型など様々あります。

カラス、ムクドリなどの鳥害に劇的な効果をもたらす防止対策は残念ながら無いので、複数の方法を組み合わせることが効果的です。

また、園地内の落果実は打ってつけのエサとなるので、鳥が集まる前に除去しましょう。

爆音機等の使用については、周辺住民の生活環境を害し心身の健康に悪影響を及ぼす恐れがあることから、可能な限り音が鳴らない機器等で対応いただくようお願いします。



爆音機・電子防鳥機使用に係る遵守事項

やむを得ず上記機器を使用する場合は、以下の事項を遵守してください。

- ① 使用する期間は、必要最小限とすること。
- ② 使用時間は午前6時以降から日没までとし、早朝・夜間は使用しないこと。

※光センサーでの運転を避け、「入・切」スイッチを手動で行ってください。

- ③ 周辺住民の生活環境に配慮した音量とすること。
- ④ 作動間隔を可能な限り長くすること。
- ⑤ 住宅付近(300メートル以内)で使用しないこと。

(国道・県道沿い100m以内での使用も控えてください。)

(上記の数値は目安ですので、使用の際は必ず音量や間隔などの確認・調整が必要です。)



【町に対する爆音機の苦情内容】

- ・「朝早くからの爆発音で安眠を妨害されている」
- ・「夜遅くまで電子防鳥機が鳴り、寝ることができない」
- ・「顔見知りなので直接言えないが、家で昼寝もできない」
- ・「国道走行中に爆発音で驚き、鶴の舞橋での感動が薄れた」 など

**鶴田町と当町産農産物の
イメージダウンを防ごう！**

“この程度なら大丈夫”と思っても、他人にとっては“がまんできない！”ということがありますので、爆音機・電子防鳥機使用に関しては細心の注意を払ってください！